

鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度のご案内

登録・紹介制度とは

所有者向け

【登録】

空家等を管理することができる事業者を募集し「鳥取市空家等管理事業者登録名簿」に登録します。

【紹介】

直接空家等の管理をすることが難しい方へ、空家等管理代行業務を行う管理事業者を紹介します。市のホームページで「登録名簿」を公開します。

- ✓ 実家が空き家になっている。どうしよう？
- ✓ 高齢になり管理することが難しい！
- ✓ 遠方に住んでいるため管理に行くのが大変！
- ✓ 長期入院や施設入居で家や庭の手入れができない！
- ✓ 毎年、樹木や雑草の手入れが大変！

こんなお悩みは
ありませんか？



※ご自身で管理が難しい場合は、管理事業者に依頼することも一つの方法です。



主な空家等の管理業務

- ・ 外観の点検
- ・ 水道の通水
- ・ 雨漏りの確認
- ・ 除草（草取り、草刈り）
- ・ 害虫等の駆除
- ・ その他 例）郵便物の転送等
- ・ 家屋の通風
- ・ 家屋内の清掃
- ・ 庭木の剪定
- ・ 敷地内の清掃
- ・ 家財の処分

※お願い

○料金や業務の内容については、管理事業者ごとに異なりますので、管理事業者名簿をご覧ください。依頼内容等は直接事業者と協議し決定してください。

○空き家管理の内容は、複数の事業者に管理内容を確認し契約することをお勧めします。

【お問い合わせ】

鳥取市 都市整備部 建築指導課 空家対策係
〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地
TEL：0857-30-8364 FAX：0857-20-3956
✉：kensido@city.tottori.lg.jp

【空家等管理事業者登録・紹介制度のご案内】

空家等管理事業者登録・紹介制度

